

平成 25 年 1 月 25 日

各 位

株式会社北海道銀行

『道銀電子債権サービス』を開始します

この度、株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）の仕組みを利用した「道銀電子債権サービス」の取扱いを開始します。利用申込受付開始は 2 月 4 日（月）、サービス開始日は 2 月 18 日（月）です。

電子記録債権とは、中小企業の資金調達の円滑化を目的として平成 20 年 12 月に施行された電子記録債権法に基づく、従来の手形・指名債権（売掛債権等）とは異なる新たな金銭債権です。電子記録債権の発生・譲渡は、電子債権記録機関の記録原簿に電子記録することが、その効力の発生要件となります。

本サービスを利用する支払企業側のメリットは、従来の手形発行に要していた事務手続の簡素化・印紙税の課税なし・手形搬送コストの削減などです。

また受取企業側のメリットは、手形の紛失盗難のリスク削減・分割譲渡や割引が可能・取立手続が不要などです。

ご利用に際しましては、所定の手続きが必要となります。詳しくは当行本支店窓口または下記までお問い合わせください。

【本件に関するお問い合わせ先】

北海道銀行 法人営業部 千谷（ちや）

TEL 011-233-1052